

第8回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成28年10月6日(金) 午後2時00分～午後3時15分
2. 会 場 保健福祉センター2階 健康研修室(役場本庁前)
3. 出席委員 【農業委員】(11人)
1番 小谷健児、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、6番 山中 讓、7番 金子孝子、
9番 宮川陽子、10番 堀野裕一、11番 篠田 開、12番 福留康弘、
13番 松本昌子、14番 吉尾好一、
【推進委員】(5人)
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、5番 篠田 博、6番 尾崎澄夫、
7番 福井正一
(事務局 宮地、山本)
4. 欠席委員 【農業委員】(3人) 2番 野坂賢思、5番 濱口佳史、8番 伊芸精一、
【推進委員】(1人) 4番 宮川建作、
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 議案第1号 農地法第3条許可申請(2件)
 - (3) 議案第2号 非農地証明願について(2件)
 - (4) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
 - (5) 議案第4号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議
 - (6) 議案第5号 高速道路案件について

◆その他の討議・報告事項について

- 議 長 只今より第8回農業委員会10月定例会を開催したいと思います。
本日の欠席委員は農業委員の2番 野坂賢思、5番 濱口佳史、8番 伊芸精一委員3
名及び推進委員の4番 宮川建作委員1名ですので本日の会は成立いたします。
本日の議事録署名人2名を指名させていただきます。本日の議事録署名人は藤田清
子委員と藤原 忍委員の両名にお願いします。
それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第1号農地法第3条許可申請に
ついて事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第1号の農地法第3条許可申請について説明を致します。議案書の1
ページをご覧ください。譲り渡し人及び譲受人の住所、氏名は議案書記載のとおりです。
申請地は黒潮町加持字平和4647番、田、1,913㎡です。理由として譲受人の要望
で耕作地を増やして規模拡大を図りたい言うことです。2ページから8ページに位置
図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧ください。
(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し6から7ページの現況写真
で説明した)
8ページの農地法第3条調査書を説明しますので8ページを開けていただけますか。

この調書の左側の項目が重要でしてこれをクリアしていないと 3.条の許可申請は許可できません。

農地法第3条の第2項1号ですが、全部効率利用されています。農作業従事者は本人と妻です。2号、3号は適用ありません。第4号は年間300日ですので150日以上ですので問題ありません。5号は下限面積の30aを超える98aですので問題ありません。

6号は該当しません。7号の地域調和ですが現状と同じ水稲、タバコを栽培するので、周辺農地には特に影響はないと考えます。農地法第3条調査書については各号に該当しないため3条許可申請は適当であると考えます。事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、続いて担当の委員さんより説明をお願いします。

宮川委員 譲受人の〇〇〇さんは認定農業者でもあり農業積極的にしていますので農地取得後も耕作して頂ける方ですので認めて良いと思います。

議 長 担当委員の調査の説明が終わりましたが、質問を受けたいと思います
これについて何かございませんか。

(異議なし)

議 長 他に意見はありませんか。無いようでしたら賛成される方の挙手をお願いします。
(挙手全員)

議 長 議案第1号農地法第3条申請の1番は承認されました。

続きまして2番の説明を事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは再度1ページを見て下さい。譲り渡し人及び譲受人の住所、氏名は議案書記載のとおりです。

申請地は4筆あります。①黒潮町御坊畑字タクボ854番1、田、758㎡②同所、同字、855番1、田、218㎡、③同所、同字、856番1、田、426㎡④同所、字ナガラダ857番、畑、300㎡の田1,402㎡と畑300㎡の計1,702㎡です。理由として譲受人の要望で休耕地であり、自宅に近いので所有して耕作したいということです。9ページから15ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧下さい。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し13から14ページの現況写真で説明した)

15ページの農地法第3条調査書を説明しますので15ページを開けていただけますか。

この調書の左側の項目が重要でしてこれをクリアしていないと 3.条の許可申請は許可できません。

農地法第3条の第2項1号ですが、全部効率利用されています。農作業従事者は本人と妻と父母です。2号、3号は適用ありません。第4号は年間180日ですので150日以上ですので問題ありません。5号は下限面積の30aを超える30aですので問題ありません。

6号は該当しません。7号の地域調和ですが現状と同じ水稲、野菜を栽培するので、周辺農地には特に影響はないと考えます。農地法第3条調査書については各号に該当しないため3条許可申請は適当であると考えます。事務局からは以上です。

議 長 議 長 事務局の説明が終わりましたので、続いて担当の委員さんより説明をお願いします。

福留委員 先日、事務局と共に現地確認をしました、譲受人の〇〇〇さんは親子で塗装業をしていますが、農地も所有しており今回の取得分を含めて30aを超えると言うことで自宅に近く将来は埋立をして塗装の倉庫を建築する計画があるようです。実際に耕作するかは今後の状況を見ていきたいと思いますが、現地が道路の側ですのでこれまで耕作していない農地の耕作放棄地解消にもなるので認めて良いと思います。

議長 担当委員の調査の説明が終わりましたが、質問を受けたいと思います
これについて何かございませんか。

尾崎推進委員 本当に耕作するのでしょうか。

事務局 農地法第3条許可による取得は3年3作として耕作する義務があります。
3年間は転用許可は出来ませんが、この農地はその他の農地となりますので転用許可は出来る農地ですので、将来は転用すると思われませんが、福留委員、松本委員、尾崎推進委員の生活道の側ですので、日々の確認が出来る農地ですので耕作状況の確認をお願いしたいと思います。実際すでに耕作できるように準備をしていますので問題ないと判断します。又、事務局からも本人及び父親にその辺の説明はしてあります。

議長 その他意見はありませんか。
(異議なし)

議長 他に意見はありませんか。無いようでしたら賛成される方の挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 議案第1号農地法第3条申請の2番は承認されました。

続まして議案第2号の非農地証明願いについて事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第2号の非農地証明願いを説明しますので、再度1ページをご覧ください。2件ありますが番号1の譲渡人及び譲受人の住所と氏名は議案書記載のとおりです。願出地は黒潮町佐賀字石ヶ谷1946番、田、304㎡願出理由は昭和50年頃から水田の管理が困難となり、その後、平成22年から町の白石団地造成に伴う残土処理場として埋立をして現在に至る。埋立地であり土壌が固く農地として耕作することは困難であるということです。

16ページから21ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧ください。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し20、21ページの現況写真で説明した)事務局からは以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の調査説明をお願いします。

濱口委員 申請地の地盤は固く宅地造成的な農地ですので耕作するには表土を持ってこない出来ない状況ですので問題ないと思います。

議長 担当委員の調査説明が終わりましたが、この件について質問、意見はありませんか。
(質問・意見なし)

議長 意見がないようですので、議案第2号の非農地証明願いの1番について承認される方の挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 議案第2号の非農地証明願いの1番については承認されました。

続いて議案第2号の非農地証明願いの2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第2号の非農地証明願いの2番を説明しますので、再度1ページの方を

ご覧下さい。願出人の住所、氏名は議案書記載のとおりです。

願出地は黒潮町田野浦字上切江 1076 番、田、195 m²です。願出理由は平成 10 年 12 月 29 日贈与を受けた時より、家屋番号 1076 番 5 の建物の為の進入道路及び駐車場として今日に至ると言うことです。

22 ページから 26 ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧下さい。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し 26 ページの現況写真で説明した)

現地は何十年も前から駐車場としてコンクリート舗装もされており農地として復元は困難と判断します。事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、続いて担当委員の説明をお願いします。

吉尾委員 事務局の説明でもありましたが、何十年も前から駐車場として利用されており、26 ページの写真でも分かるように何台も駐車出来る駐車場ですので、農地としての復元は難しいので非農地として認めて良いと思います。

議 長 担当委員の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。

(異議なし)

議 長 議案第 2 号の非農地証明願の 2 番について承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 議案第 2 号の非農地証明願の 2 番は承認されました。

続いて議案第 3 号の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 それでは本日配布した A4 の横開きの資料をご覧ください。10 月 7 日に公告する予定となっていますが、整理表を見て下さい。(整理表を読み上げて説明した) 事務局からは以上です。

議 長 これは利用権の設定でありますので問題ないと思いますが質問、意見はありませんか。(異議なし)

議 長 それでは承認でよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議案第 3 号の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については承認されました。

続いて議案第 4 号の認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、本日配布した A4 の縦の資料をご覧ください。借入希望者名及び借入金額等を説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。(なし)

議 長 それでは承認でよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 議案第 4 号の認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議については承認されました。続いて議案第 5 号の高速道路の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 先月の定例会にて、四国横断自動車道の佐賀一四万十間建設が計画されていることについて、国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所及び高知県土木部都市

計画課、にお越しいただいて、具体的な道路計画や今後の計画スケジュールについて説明をしていただいた所です。

それを受けて本日の定例会で本委員会としての意見決定の結論を出すこととなっています。

本日は詳しい計画図等はありませんが、定例会の中でも決定するという方向が進められていますが、意見等があればお願いしたいと思います。先月の定例会のように詳細な図面等はありませんが、前回の定例会で農業委員会としては反対はしないという結論を出していましたので資料を1枚付けています。

この資料は黒潮町長と農業委員会会長との連盟文書です。この内容で良いかの審議をお願いします。(事務局で読み上げた)

これで提出したいと考えています。事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。この件について意見はありませんか。
資料のとおり事務局の読み上げた内容でよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第5号の高速道路案件については承認されました。
続きまして、その他の討議・報告事項について事務局よりお願いします。

事務局 平成28年度の農地パトロール計画について資料により事務局で説明した。

次回の定例会は11月8日(火)予定していますのでよろしくお願いします。

議 長 次回の定例会は11月8日(火)とすることとします。

本日は長時間審議いただきましてありがとうございました。これにて閉会とします。

(午後3時15分終了)

議事録署名人(署名・捺印)

議長

委員

委員